

## 10 共同浴室

### ■ 基本的な考え方

浴室は、障害者等の方々にとって、転倒などの危険性のある場所であるため、安全で利用しやすいよう配慮する必要があります。

### ■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- 医療施設
- 宿泊施設
- 公衆浴場

### ■ 整備基準

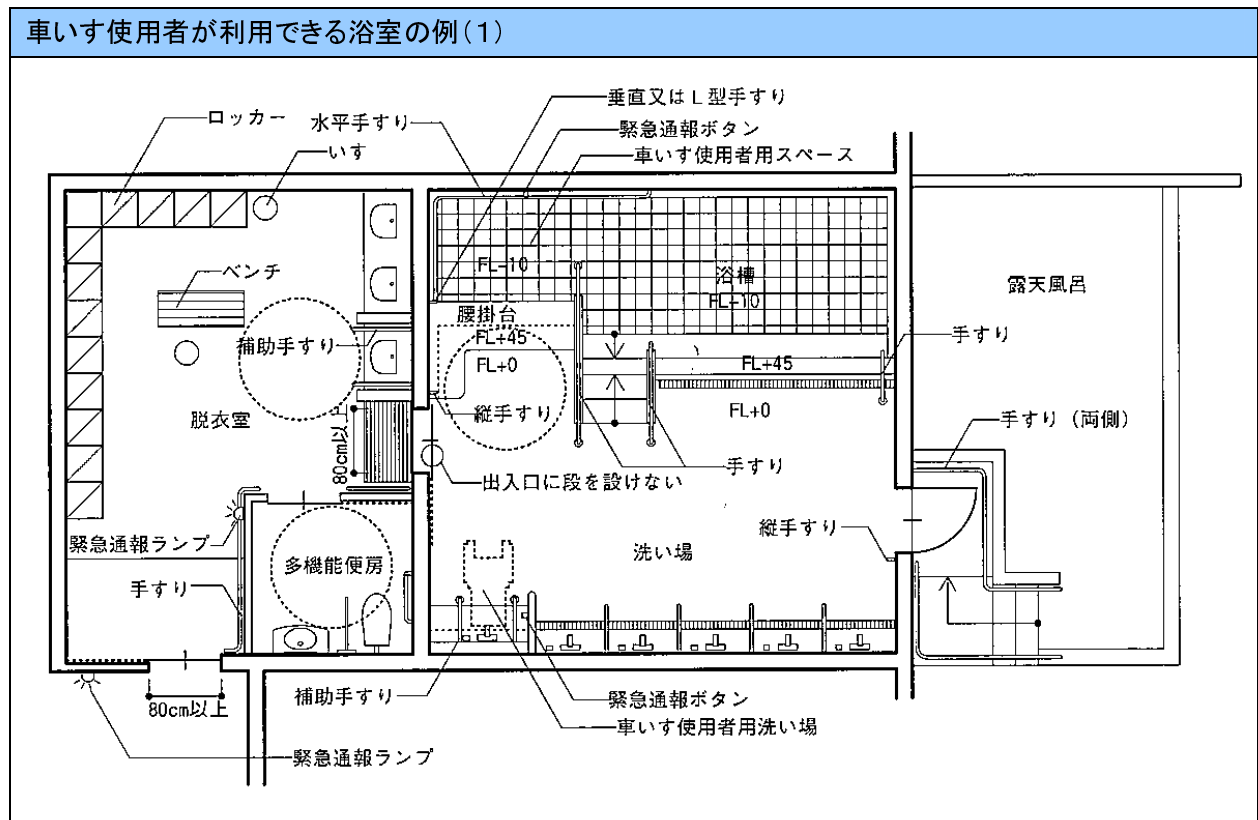
共同浴室を設ける場合は、次に掲げる基準に適合させること。

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 出入口       | ● 出入口の有効幅員は 80cm 以上とする。                             |
| 2 扉         | ● 脱衣場及び洗い場の出入口の戸は、原則として、引き戸又は外開き戸で段差を設けない構造とする。     |
| 3 洗い場の床     | ● 洗い場床面と脱衣場床面とに高低差を設けない。                            |
| 4 浴槽と洗い場の関係 | ● 据置式浴槽を設置する場合は、浴槽の縁及び移乗台までの高さは、40cm から 45cm 程度とする。 |
| 5 手すり       | ● 手すりは脱衣場、洗い場、浴槽に設ける。                               |
| 6 床仕上げ      | ● 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。                             |
| 7 水栓器具      | ● 水栓器具は、操作しやすい位置に設け、レバー式等の操作しやすいものを設ける。             |

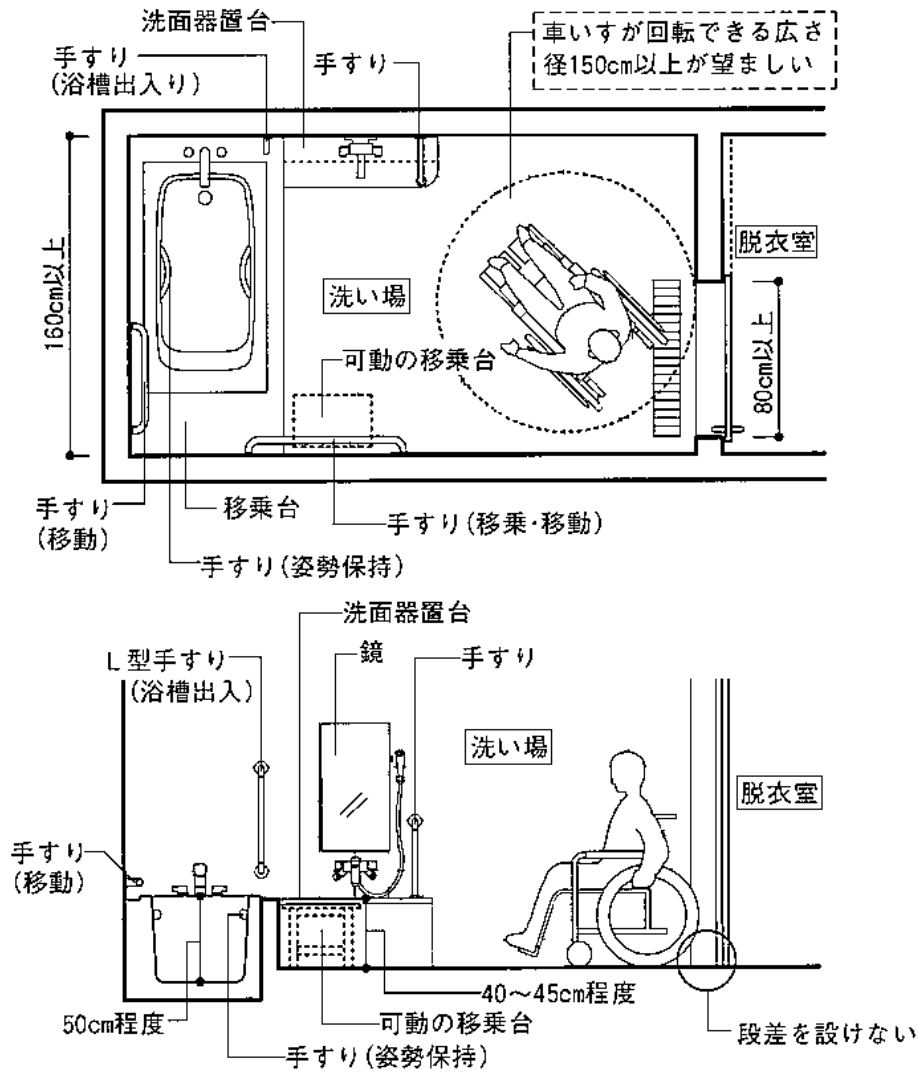
### ■ 誘導基準

- |         |  |
|---------|--|
| 1 浴槽    | ○ 浴槽は和洋折衷浴槽とすることが望ましい。<br>○ 深さ 50cm 程度とすることが望ましい。<br>○ まわりに 2 方向から介助できるスペースを設けることが望ましい。<br>○ 浴槽の床仕上げは、滑りにくく身体を傷つけないようにすることが望ましい。 |
| 2 洗い場の床 | ○ 洗い場床面は、浴室床面からほぼ車いすの座面の高さまで上げることが望ましい。  |

- 3 水栓器具 ○取付け位置は、座ったまま手が届くところが望ましい。  
○シャワーヘッドは、垂直に取付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることが望ましい。  
○混合水栓は、サーモスタット(自動温度調節器)の付いたワンハンド・レバー式を設けることが望ましい。  
○冷温水などの区分は、点字の表示を行うことが望ましい。
- 4 移乗用の台 ○車いすから浴槽に乗り移るため、移乗用台(可動のものも可)を設けることが望ましい。
- 5 ベンチ等 ○着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置するようにすることが望ましい。
- 6 緊急通報ボタン ○洗い場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて、緊急通報装置を設置することが望ましい。



車いす使用者が利用できる浴室の例(2)



## 11 シャワー室

### ■ 基本的な考え方

障害者等の方々が安全で利用しやすいよう配慮することが必要です。

### ■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- スポーツ及びレクリエーション施設

### ■ 整備基準

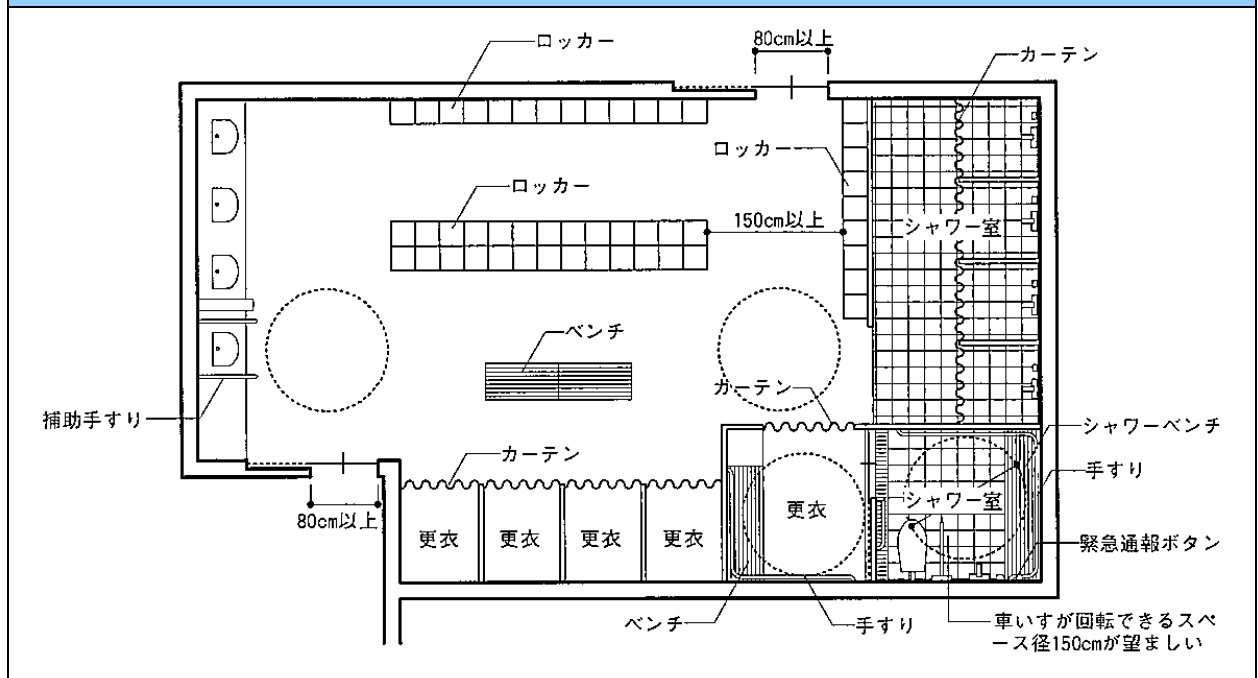
シャワー室を設ける場合は、1以上を次に掲げる基準に適合させること。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 出入口   | ●脱衣場及びシャワーブースの出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。<br>●脱衣場の出入口の戸は、原則として引き戸又は開き戸とし、シャワーブースの出入口の戸は、引き戸又はカーテンとする。 |
| 2 水栓器具  | ●水栓器具は、操作しやすい位置に設け、レバー式など操作しやすいものとする。   |
| 3 ブース内部 | ●シャワーブース内部には、周囲に手すりを設ける。<br>●床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。  |
| 4 その他用具 | ●シャワー用車いす、シャワーチェアーその他のものを用意する。  |

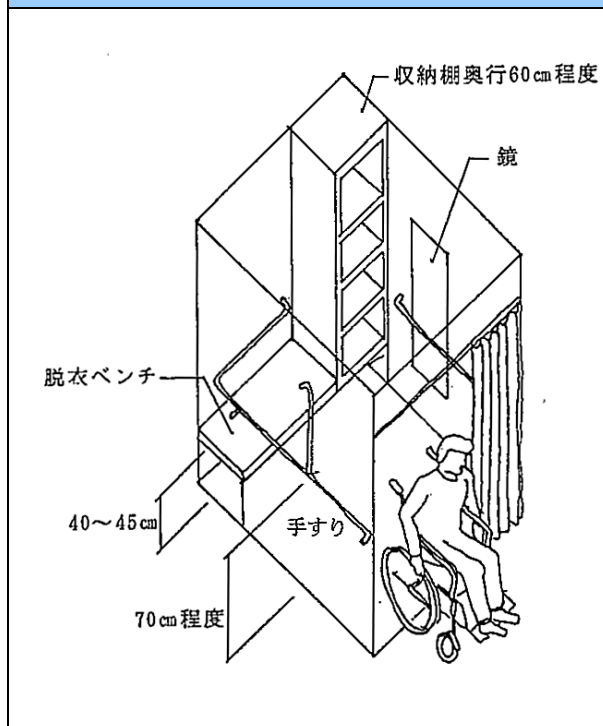
### ■ 誘導基準

- |        |   |
|--------|---|
| 1 設置   | ○車いす使用者用のシャワーブース及び更衣ブースを設けることが望ましい。   |
| 2 水栓器具 | ○水栓器具には、冷温水の点字での表示を行うことが望ましい。   |
| 3 ブース内 | ○更衣ブース内部には、周囲に手すりを設けることが望ましい。<br>○ブース内には、車いすが回転できるスペースがあることが望ましい。<br>○更衣室内には、高さ 40cm から 45cm 程度の位置に、更衣ベンチを設けることが望ましい。<br>○シャワー室には、高さ 40cm から 45cm 程度の位置に腰掛台を設けることが望ましい。<br>○シャワーヘッドは、昇降可能なものにすることが望ましい。 |
| 4 その他  | ○ロッカーは、大きめのものとし、車いすでも使用できる高さ、下部スペースとすることが望ましい。  |

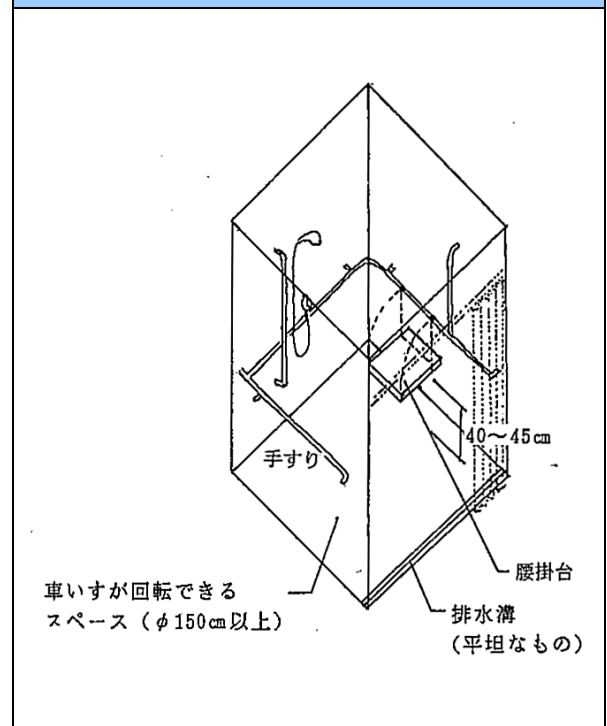
## シャワーブースの設置例



## 車いす使用者用ブースの設置例



## 車いす使用者用シャワーブースの設置例



## 12 寝室・客室

### ■ 基本的な考え方

障害者等の方々が安全で利用しやすい家具や設備などを整備するよう配慮することが必要です。

### ■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- 宿泊施設で 100 以上の寝室又は客室を備えているもの

### ■ 整備基準

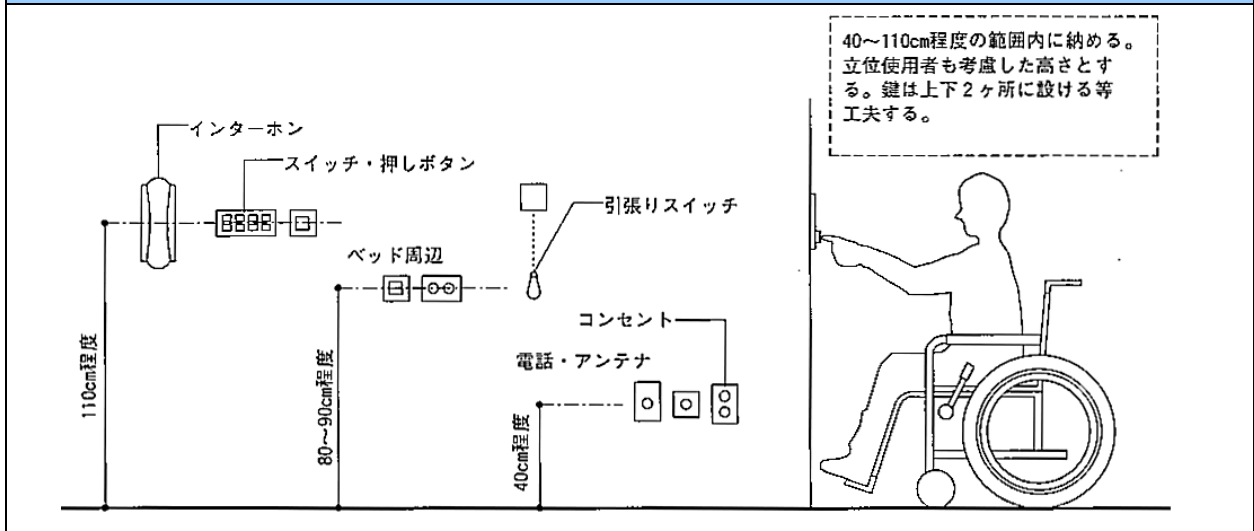
次に掲げる基準に適合する寝室又は客室を設けること。

- 1 寝室又は客室の数 ●寝室及び客室の総数に 1/50 を乗じて得た数(得た数が 8 を超える場合は 8)以上設ける。
- 2 出入口 ●出入口は、「4 内部出入口」の整備基準を満たす構造とする。
- 3 床仕上げ ●床面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- 4 便所 ●室内の便所は、「8 共同便所」の「車いす使用者用便房」の整備基準を満たす構造とする。
- 5 洗面所 ●室内の洗面所は、「9 共同洗面所」の整備基準を満たす構造とする。
- 6 浴室 ●室内の浴室は、「10 共同浴室」の整備基準を満たす構造とする。
- 7 諸設備 ●非常呼出し設備を設ける。  
●電話機、コンセント、スイッチ、収納棚その他の設備は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。  
●光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設ける。

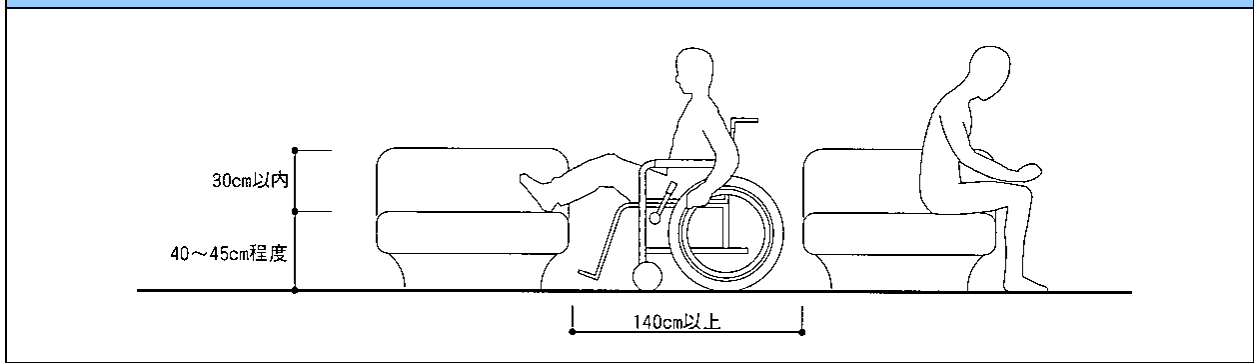
### ■ 誘導基準

- 1 ベッド ○ベッドは、車いすの座面の高さ 40cm から 45cm 程度とすることが望ましい。  
○ヘッドボードについては、高さは、マットレス上面より 30cm 以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。  
○ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとするのが望ましい。
- 2 床仕上げ ○毛足の長い絨毯はさけることが望ましい。
- 3 バリエーション ○浴室やベッドでは、障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、バリエーションを準備しておくことが望ましい。
- 4 浴室 ○水栓器具は、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとするのが望ましい。

### コンセント、スイッチなどの高さの例



### ベッドの高さ



### 車いす使用者用客室の例

